

お知らせ

一般名処方について

医薬品の供給が不安定な状況や令和6年10月からの長期収載品に係る選定療養等を踏まえ、当院では、厚生労働省の方針のもと、患者さんに適切に医薬品を提供できるよう、薬剤の一般名称を記載する処方箋(一般名処方)を交付しています。

「一般名処方とは・・・」

処方箋に記載する医薬品の名称について、銘柄ではなく一般名を記載し処方することをいいます。一般名処方を推進することにより、保険薬局において銘柄によらず調剤できることで対応の柔軟性が増し、患者さんに安定的な医薬品の供給が可能となります。

一般名処方のイメージ

銘柄名処方	一般名処方
原則、当該銘柄を用いて調剤	有効成分が同一であれば、どの後発医薬品も調剤可能
〇〇〇錠 20mg 2錠 (銘柄名 + 剤形 + 含量)	【般】 ファモチジン錠 20mg 2錠 (一般的名称 + 剤形 + 含量)
1日2回 朝食後・就寝前 ○日分	1日2回 朝食後・就寝前 ○日分

「長期収載品に係る選定療養等とは・・・」

令和6年10月から、長期収載品(後発医薬品が存在する一部の先発医薬品)を希望した場合、後発医薬品の最高価格帯との差額の4分の1が保険給付の対象外となり、選定療養費として自己負担が発生致します。

《選定療養費の対象とならない場合》

医療上の必要性があると認められた場合
後発医薬品を提供する事が困難な場合

ご理解とご協力をお願い致します。